

山形県産婦人科医会

会員医療機関のみな様へ

性犯罪の被害者は、精神的苦痛や捜査への不安等から、医療機関を受診しても、警察への届出や相談を躊躇してしまう場合もあると思われませんが、後に届出等をしようとしても、すでに身体等に付着した証拠資料が滅失している場合があります。

そこで、山形県警察では、医療機関を受診し、警察への届出等を躊躇している性犯罪被害者のうち、医師が資料採取の必要性を認め、資料採取について被害者の同意が得られている場合、被害者の身体から資料を採取していただき、警察で保管するための「性犯罪証拠採取キット」の整備を促進しています。

本制度により採取された資料に関しては、採取した医師から警察に提出していただきますが、医療機関を通じ又は被害者本人から警察に届出等の意思表示があるまで、警察では被害者に関する情報を聴取することはありません。

【刑事事件の証拠品としての取扱が必要であるため、本制度により採取が行われた場合、警察官が病院に訪問させていただきますが、被害者との面接は行いません】

本制度についてご協力をいただける（又は詳細な説明を希望される）場合、改めてご説明に伺いますので、

山形県警察本部刑事部捜査第一課

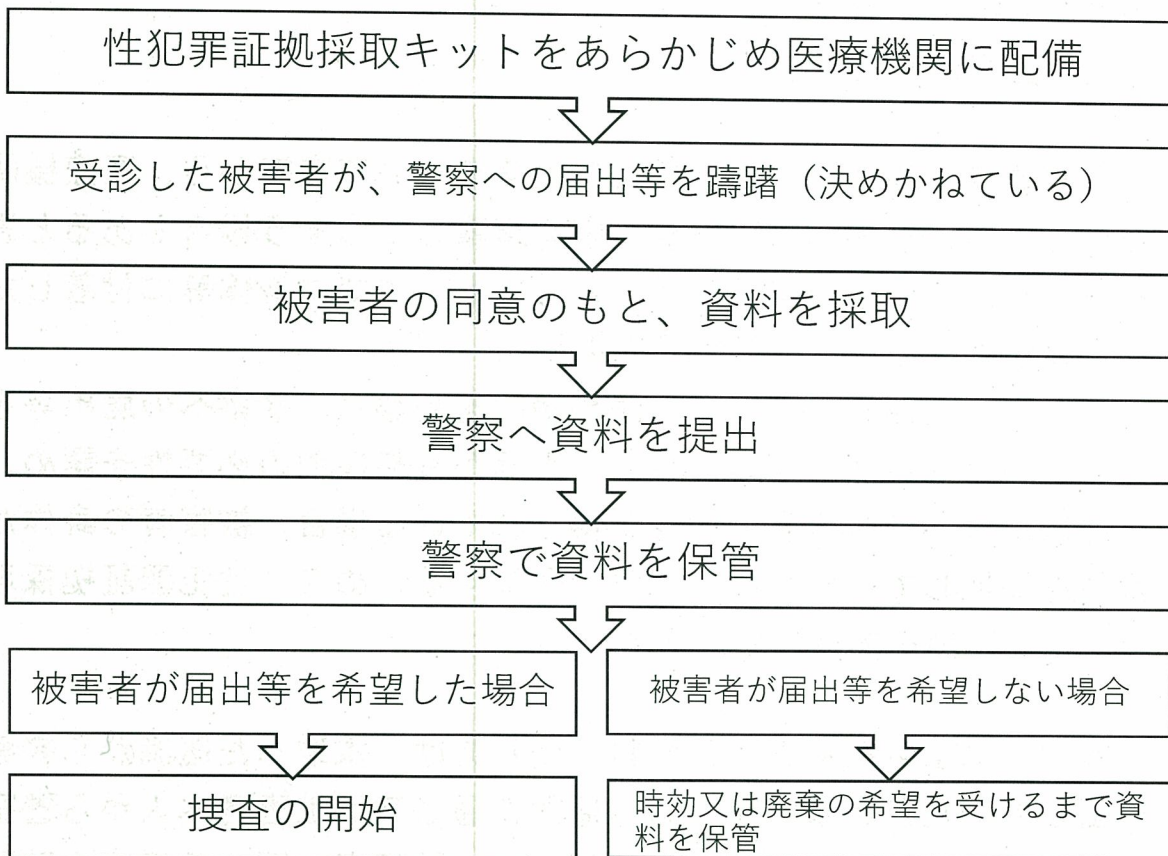
性犯罪捜査指導係 023-626-0110（内線4164）

までご連絡をお願いします。

山形県警察本部刑事部捜査第一課

～資料採取の概要～

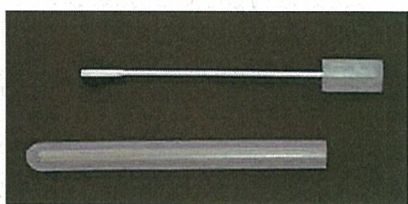
参考



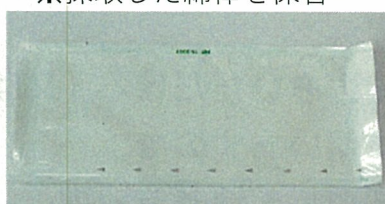
～キット内容～（例）

※実際の物品は仕様が異なる場合があります

ケース入り綿棒（大・中・小）
※腔内容物採取時に使用



滅菌資料用袋
※採取した綿棒を保管



採尿瓶(100ml)
※薬物使用が疑われた際の採尿に使用

マスク・手袋・ヘアキャップ



被害者が警察への届出等を躊躇している場合でも、カウンセリングや弁護士相談、受診費用の助成等の相談先として
ワンストップ支援センター「べにサポやまがた」
☎ 023-655-0500 又は #8891
を被害者にお伝え下さい。

